
日本村落研究学会 研究通信

(No.271 2024. 9. 27.)

JARS (Japanese Association for Rural Studies)
Newsletter (No.271, September 27, 2024)

(事務局) 田中里美(総務担当)・庄司知恵子(会計担当)・佐藤洋子 (Web 担当)

連絡先: 〒402-8555 山梨県都留市田原3-8-1

都留文科大学 教養学部 地域社会学科 田中里美研究室内

TEL: 0554-43-4341(内線 452) e-Mail: sonkenjimu2024(at)gmail.com

郵便振替口座: 00150-9-387521 日本村落研究学会

ホームページ・アドレス: <https://jars.smoosy.atlas.jp/ja>

I. 第72回(2024年度)大会の案内 II. 大会プログラム III. 自由報告要旨
IV. テーマセッション趣旨・報告要旨 V. 100人論文 VI. 理事会報告 VII. 地区研究会開催案内・
活動報告 VIII. 新入会員の紹介 IX. 事務局からのお知らせ・『年報』定期購読につき(農文協)

I. 第72回(2024年度)大会の案内

【大会概要】

- ◆期日: 2024年11月30日(土)、12月1日(日)
- ◆会場: 琉球大学千原(せんばる)キャンパス

【会場へのアクセス】

通信270号pp.6-7をご参照ください。

※レンタカーご使用の方につきまして、「大会参加者用の入構許可証」は、直前期に学会サイト内にアップし、アップ後に速やかにMLにてお知らせいたします。

【大会スケジュール】

「II. 大会プログラム」をご覧ください。

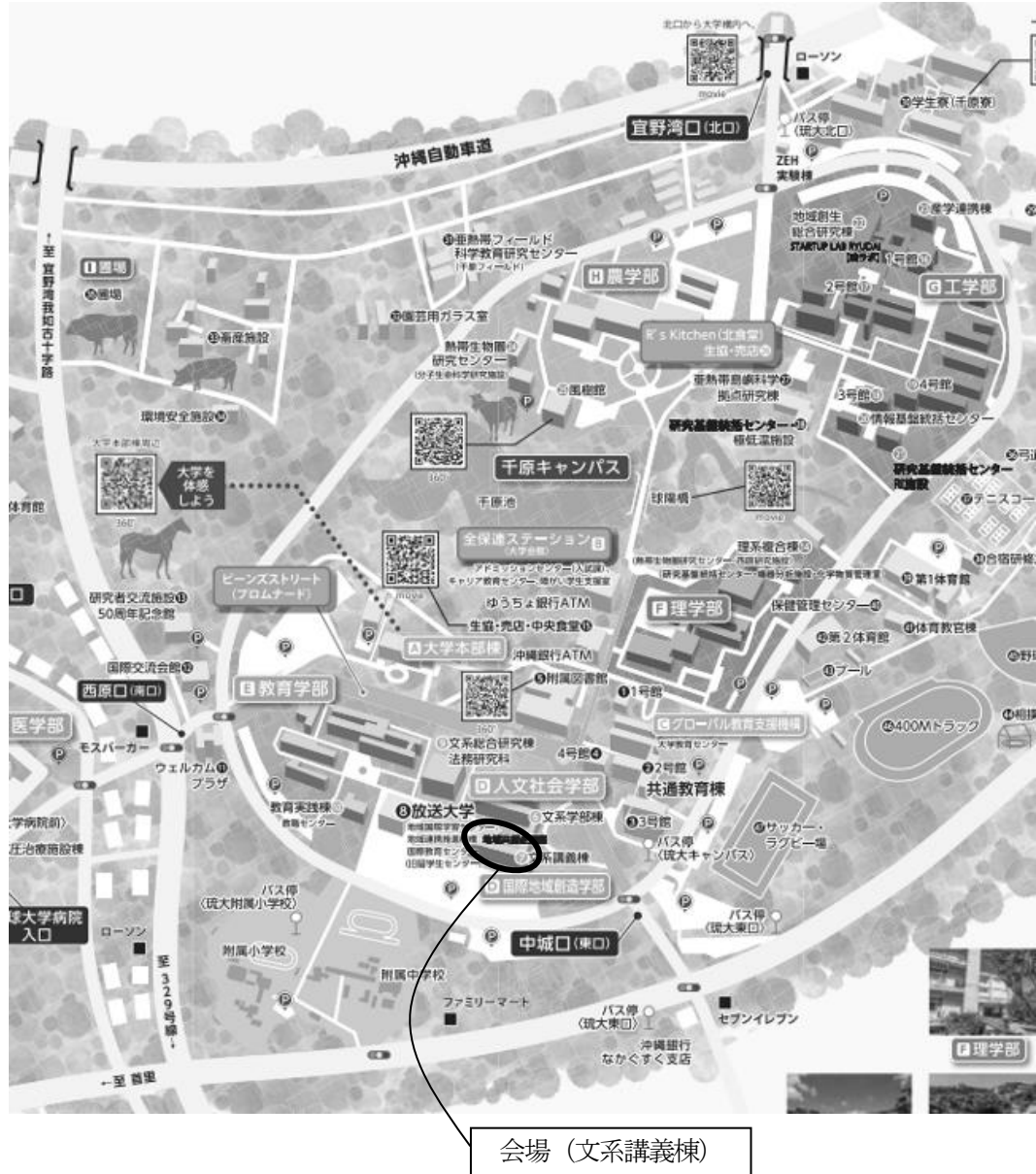
※通信270号掲載内容と比して、タイムスケジュールを若干変更しておりますのでご注意ください。

The English guide can be found on the following website:

<https://jars.smoosy.atlas.jp/ja/convention>

<https://jars.smoosy.atlas.jp/en/Conference>

【会場マップ：キャンパス全体】

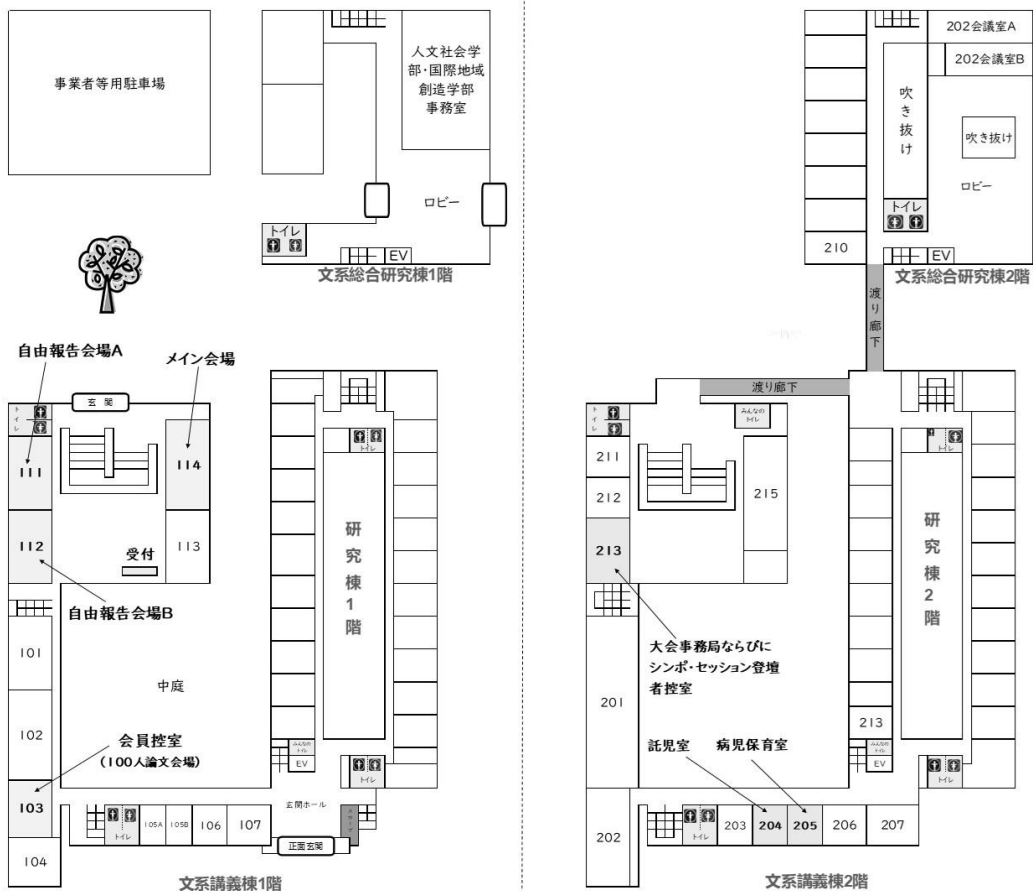


※通信 270 号 p.7 のマップと合わせて、バス停や駐車場の位置をご確認ください。

※当日はキャンパス内にいくつか、案内の幟を立てる予定です。

※大会実行委員 1 人のみの体制のため、当日のご移動に関するご案内は致しかねますのでご了承ください。

【会場マップ：校舎内】



【大会参加費・昼食費】

◆参加費

正会員：3,000 円 院生会員：2,000 円

◆昼食費（仕出し弁当）

各日 1,200 円

（琉球大学近隣の食事処は限られていますので、昼食は弁当を事前予約なさるかご持参になることをお勧めいたします。なお、コンビニは大学近くにございます。）

（エクスカッション、懇親会は実施いたしません。）

【大会申込み】

参加される方は、2024 年 10 月 10 日までに、Peatix (<https://peatix.com/event/3927826/view>)にてお申込みください。上記 HP の「チケットを申し込む」ボタンからお申込みならびにお振込みをいただけます（Peatix のご使用についてご不明な点がございましたら、通信 270 号 pp. 5-6 をご参照ください）。

- ・参加費は、実際のご参加日数にかかわらず、全日一括の料金です。「参加費（正会員）」か「参加費（院生会員）」のいずれか1枚のみご購入ください。
- ・オンラインのみでご参加の方も、参加費のお支払いは必要です。
- ・各日の仕出し弁当については、ご希望の方のみご購入ください(ご購入は各日1個のみ可能です)。

II. 大会プログラム

11月30日(土)

◆開会式(会長挨拶) 9:15～ メイン会場

◆自由報告

報告時間 各35分(報告25分、質疑応答10分)

【A会場】 9:30～12:05 座長 土居洋平(跡見学園女子大学)

A-1 坪田七海(京都大学大学院)

「野良の芸術」がつくられる過程に関する研究-「かめおか霧の芸術祭」を事例として-

A-2 飯坂正弘(元:農研機構(現:花巻市博物館))

仙台深沼(荒浜)地区における都市部住民と被災地区に集まる者との交流

A-3 高橋健太郎(一橋大学大学院)

農村地域における移住者の存在と期待を踏まえた地域住民の感覚—中国地方中山間部の3地域の住民の移住者と地域生活について語りの比較から

A-4 中原淳(京都大学大学院)

農山村への「あるべき移住」をすり抜ける逃避的転入—岐阜県西濃北部地域の空き家不動産取引を対象として

【B会場】 9:30～11:25 座長 小野奈々(和光大学)

B-1 平井太郎(弘前大学)

集合化は直払制度の転輸機となりうるか

B-2 Sebastian POLAK-ROTTMANN(ドイツ日本研究所)

農山村の変化と政治—現代日本の地域の日常で見える市民参加

B-3 保木本利行(山形大学)

村落社会における『世代』交代と、世代を超えた継承のあり方の模索—大転換の時代のなか、過去から何を学び、将来をどう展望するのか?

【A会場】 13:10～14:25 座長 澤野久美(農研機構)

A-5 間藤優太(東京農工大学大学院)

福祉的就労における協働的な農作業の工程分解

A-6 大友由紀子(十文字学園女子大学)・堤美智(健康科学大学)・中道仁美(京都女子大学)

農村女性活躍に対するオーストリア農業会議所のはたらき

【B会場】 13:10～14:25 座長 板垣貴志(島根大学)

B-4 前野清太郎(金沢大学)

統治と共同——初期植民地台湾における「水利組合」の創造

B-5 安岡健一(大阪大学)・高科真紀(国立民族学博物館)・齋藤邦明(東洋大学)・岩島史(京都大学)

農村メディアが写し出す農村像一家の光協会所蔵写真資料を中心に

◆14:45～16:15 地域シンポジウム

「沖縄の地域からのソーシャル・アントレプレナーシップ」

ご講話者(順不同)：

(株) Endemic Garden H (国頭村・大宜味村) 仲本 いつみ様

地域団体 su-te (宮城島) 石川 優子 様

観光交流施設ゆにま〜る／糸満漁協与根支部(豊見城市) 大城 和也 様

司会：越智 正樹(琉球大学)

◆16:30～17:50 総会

12月1日(日)

◆テーマセッション 9:00～15:00 メイン会場

「現代に立ち現れる生活問題と農山漁村地域型インクルージョン」

コーディネーター：山下亜紀子(九州大学)

【午前の部 報告】9:00～12:00

趣旨説明 山下亜紀子(九州大学)

報告1 望月美希(静岡大学)

「生活を取り戻す」とはどのようなことか—東日本大震災後の宮城県仙南平野農村地域における生活の変容と支援—

報告2 坂梨健太(京都大学)

移民社会化する地域における「インクルージョン」を考える—農業に関わる外国人を事例として

報告3 加賀谷真梨(新潟大学)

介護を通じた暮らしの編み直し—沖縄・波照間島を事例に

報告4 杉田 英治(NPO 法人五ヶ瀬自然学校)

五ヶ瀬自然学校による農村で生きる人材育成の20年の歩み

【午後の部 ディスカッション】 13:00～15:00

◆閉会式 15:00～15:15

Ⅲ. 自由報告要旨

【A会場】 9:30～12:05

座長 土居洋平(跡見学園女子大学)

A-1 「野良の芸術」がつくられる過程に関する研究―「かめおか霧の芸術祭」を事例として―

坪田七海(京都大学農学研究科)

本報告では、京都府亀岡市で開催されている芸術祭を事例として、芸術祭と地域社会との関係を考察する。

近年全国各地で開催されている芸術祭は、芸術祭関係者による事例報告以外にも、文化政策学や芸術社会学、美学、文化人類学などの研究領域で議論されてきた。文化政策学的研究によると、2000年代以降は文化芸術を振興するための様々な法整備が進められ、地方創生政策とあいまって、課題を抱えた地域に対して文化芸術の振興をとおして地域活性化がはかられてきた。こうした企図のもと開催される芸術祭では、地域活性化に奉仕するばかりで芸術に固有の価値を毀損しているという議論もなされている。美学の領域では、ここ数十年の現代美術において「対話」「参加」「コミュニティ」などの社会的な含みをもつ語で形容されるアートが台頭していることを受けて、作家や作品、鑑賞者などのあいだでつくられる関係性について、そうした関係の質や関係の切断の有効性などが議論されてきた。文化人類学の領域では、贈与論やアクターネットワーク理論などを継承して、芸術作品などのモノが社会的関係性を媒介し、様々な効果を発揮することが指摘されてきた。以上の各研究領域の議論では、芸術をとりまく社会的関係をそれぞれの仕方でも論じている。社会的関係をつくりだす芸術が既存の芸術の枠におさまらず、批評が難しいことは指摘されているが、評価基準の設定のためには対象の芸術が切り結ぶ社会的関係を丹念に追う必要がある。

本報告では、京都府亀岡市で2018年度以降毎年度開催されている「かめおか霧の芸術祭」について、地域と芸術祭がどのように結びついているのかを明らかにする。京都府亀岡市は古くから農業が盛んで、近年は環境先進都市としての政策がとられている。2020年度には内閣府からSDGs未来都市に選定され、「かめおか霧の芸術祭」と地域経済や環境や農業などをかけあわせた取組が自治体SDGsモデル事業に選定された。当芸術祭は、作品だけを芸術とするのではなく、「生命や魂をより一層輝かす「技術」のことを芸術とし、「たくましい「野良」の芸術」を育てることをコンセプトとしている。一般的な芸術祭が地域外部からアーティストを招聘し作品を一定期間展示する形式であるのに対して、当芸術祭では年間を通して市民を巻き込んだ様々な活動をおこなっている。亀岡という地域環境や行政施策、そして亀岡市民という要素が結びついて当芸術祭が開催されており、そこでの芸術と地域社会との結びつき方は、先行研究の研究対象とされた芸術とは異なる様相を呈している可能性がある。当芸術祭が掲げている「野良の芸術」がどのように野良なのか、一般に芸術外の文脈とされる地域社会とのいかなる結びつきによって成り立っているのかを明らかにする。調査方法は、当芸術祭の様々な活動への参加による参与観察、運営スタッフへのインタビュー、2018年度以降に発行されたパンフレットやアーカイブブック、事業報告書などの分析である。これらの調査で集めたデータをもとに、当芸術祭で切り結ばれている関係性について分析し報告する。

A-2 仙台深沼（荒浜）地区における都市部住民と被災地区に集まる者との交流

飯坂正弘（元：国立開発研究法人農業・食品産業技術開発研究機構農業経営戦略部 現：花巻市博物館）

本報告は、10年前の宮古田老大会で報告した岩手県上閉伊郡大槌町調査報告から続く、深沼海岸（仙台市若林区荒浜地区：以下荒浜と表す）を巡る現状を伝えるものである。なお現職（花巻市史編さん室）業務とは無関係であることを、冒頭で明言しておく。

東日本大震災後、宿泊を伴う滞在が禁止された仙台荒浜地区には、それにもかかわらず人々が集まり散じ続けている。今夏には限定的ながら深沼海岸海水浴場が営業を行った。それらは慰霊のためではなく、昔を懐かしんでいるわけでもない。なぜそこへ人は集まり、散じていくのか。それを現地聞き取りおよび参与観察調査と大量観察調査結果から解明を試みるのが、本報告の主意である。

被災後の荒浜への興味関心は、多くの研究領域から向けられてきたが、要旨でそれらを詳解しない。また報告者は、他の学会（社会学会、フードシステム学会、農村生活学会、東北地理学会など）で報告を重ねており、村研沖縄大会は、それらのまとめ報告であるがゆえ、スライドは既出のものも含まれる。

報告前半では、涸沼大会における「消費される農村」の延長にある、都市住民において農村とはなにか？30年継続して行ってきた調査分析をもとに、都市住民が農業および農村をどうとらえてきたのかを、2019年仙台調査と2024年仙台調査の対比を中心に議論したい。

報告後半では、荒浜において特徴的な取り組みをスライドショーにてご覧いただき、もはや人が棲むことを禁じられた場において、なぜ人は集まるのか？そこで活動を行うのか？そうして散じていくのかを考察するための題材を提供し、質疑応答において議論を詰めていきたい。

なお、要旨提出時点において現地調査は継続中であり、台風5号の影響で荒浜はさらなる変化を求められている。そうした現地を対象としていることから、要旨は短くまとめさせていただいた。理論的な詰めは甘いことを、あらかじめ詫げる。

A-3 農村地域における移住者の存在と期待を踏まえた地域住民の感覚——中国地方中山間部の3地域の住民の移住者と地域生活について語りの比較から

高橋健太郎（一橋大学）

人口の減少を中心として産業規模の縮小や自然環境の荒廃などの課題的状況の累積するわが国の農村地域において、地方移住者の獲得・定着とその地域づくり等への活用は社会的・政策的に主要なトピックとされている。しかし、移住者の存在が地域社会においてどのような影響をどの程度どのように生じさせるのか、そしてそれがどのような意味においてなぜ望ましいと言えるのかについて十分な議論はこれまで見られていない。

ここで、移住者の地域での活動に着目してその役割や効果を論じた研究や、地域住民に移住者の受容について尋ねて分析した研究がみられる。しかし、前者の多くでは移住者の活動に着目することを中心とし、地域生活に対して移住者の存在と活動を相対化する視座が不十分である。また、例えば「賑わいの創出」といった移住者の存在による各種の効果が、どのような意味で当該地域にとって望ましいものであるといえるのかを十分に検討していない。一方で、後者の多くでは「地域住民は移住者について何か考えや思いがある」という研究者の前提が調査において所与のものとされており、地域での生活において移住者がどれほどイシュー化しているかの程度が論じられていない。

したがって、移住者の効果や受容について既存の研究では十分に応答できていないといえる。

このとき、課題的な状況の累積する農村地域での生活の困難さや不安に着目して整理・記述する研究もみられるが、この研究の文脈において地方移住者の獲得というポジティブな介入による効果を論じたものは見当たらない。そこで本研究では、どのような誰にとってのどのような不安や心配の解消(や増幅)に、移住者の存在や彼らを獲得することが影響するのか(あるいは、しないのか)の一端を探索的・仮説的に明らかにする。

そのために、人口減少の進む中国地方の中山間地域において、移住者の流入の程度の異なる3つの地域(移住者がほぼない・少し・多い)において、複数かつ多様な住民に対して、そのライフヒストリーと人生の今後の展望、そして地域社会の捉え方について尋ねることを通して、地域生活における困難さや不安を明らかにするための聞き取り調査を行った。その結果、高齢者層ではかつて賑やかだった地域が賑やかではなくなってきたという「寂しさ」の点に地域に対してマイナスの感情を持ち、移住者や彼らの活動の存在は失われた賑やかさの部分的な復活による「寂しさ」の埋め合わせとして効果的であることが示唆された。一方で、非高齢者層では上記の寂しさに加えて、これからも当該地域に暮らし続ける必要があるために、生活の成立のための不安という側面において地域に対してマイナスの感情を持つが、地域が移住者を獲得することはこの不安の解消に十分に効果的でない可能性が示唆される。

A-4 農山村への「あるべき移住」をすり抜ける逃避的転入—岐阜県西濃北部地域の空き家不動産取引を対象として—

中原淳(京都大学農学研究科)

農山村への転入は、都市を代表とする「外」との関係によって成立する農山村を理解する上で極めて重要である。また、差し迫った問題として限界集落化する農山村が、なんらかの対策を考える上でも看過できない。近年は、国家の政策的まなざしの影響により、農山村への転入に規範化の兆候がある。東京一極集中や地方消滅といった大きなまなざしに強く影響される移住・関係人口政策、移住支援には、「あるべき移住」「パッケージ化」といった批判が展開されつつある。移住の理解が「移住者によって地域を活性化する」という地域活性化フレームワークに狭められる可能性が指摘されている。

その上で、本研究では、「あるべき移住」の外側で転入する人々の経路や状況、傾向の解明を研究課題とする。そして、転入者自身が「あるべき移住者」像を回避したり反発するような傾向を持つ転入を、一先ず、「逃避的転入」として調査の視角とした。

その調査方法は、岐阜県西濃北部地域の空き家不動産取引を対象として、移住定住政策の文献、空き家不動産取引の営業記録、関連する移住情報メディアの言説、移住者への聞き取りをデータとする質的調査である。空き家不動産取引の件数は、2018年9月から2023年11月の間に、200世帯の内見、33軒の空き家流通、33世帯の転入であった。

調査の結果、行政が「あるべき移住」とそれ以外の転入支援政策を並置していることが分かった。そして、リソースを「あるべき移住」を集中している。その一方で、少なくとも都市と同様の営業形態をとる不動産業者が存在する農山村においては、東京一極解消と関係のうすい県内移動が多く、公的支援とその規範をすり抜ける転入者が多数である。つまり「あるべき移住」の外側の転入者が、主要であった。

そして、内見者・転入者の質的把握から、「ポツンと一軒家」という特定のテレビ番組からの影響を確認できた。また、全体として、内見者・転入者は「お客様は神様」といった商習慣に従い、関係人口の階段や、地域おこし、地域活性化に興味を示すことはない。また、空き家バンクの補助金申請を巡る自治会参要件の回避などによって、「地域と関わりたくない」という心情もあることが確認できた。転入者の内見時の語りと事後の聞き取りから、彼らが、不都合や困難を抱え、能動的な解決として逃避を選択している姿を確認できた。逃避的転入の特徴として、

1. 何らかの不都合・困難・トラブルから逃避して転出転入する。
2. 転入直後、地域社会とのつながりを求めない。不都合の解消を目的とする共助に参加しない。
3. 転入直前・直後、公助の規範を忌避し、もっぱら自給自足や自作を試みるか、諦める。
4. 転入直後、地域活性化や政治的主張、農林業をあまり志向せず、興味を自らの生活に限定する。を提案することができる。

【B会場】 9:30~11:25

座長 小野奈々(和光大学)

B-1 集合化は直払制度の転軸機となりうるか

平井太郎(弘前大学)

日本の直接支払制度が創設から四半世紀を経て曲がり角を迎えている。多面的機能支払は2024年度から多くの地域で新たな5年間の事業期間に入った。2025年度には中山間地域等直接支払の第6期が、また環境保全型農業直接支払の第2期が始まる。だが、みどりの食料システム戦略(2021年)を受け移行期における環直の時限的増額が期されるだけでなく、多面払を利用した集落ぐるみの「有機農業」の面的拡大が目指されようとするなど、制度の根幹にかかわる変化が潜行しようとしている。

たしかに国際的にもオランダなどにおける直接支払の集合化 collective approach に注目が集まり(Schulze et al. 2024)、日本の直接支払も「集落」を基本的な単位としてきた意義が再確認されている(安藤 2024)。個人単位で支払うよりも面的に浸透しやすく、支払基準の遵守も徹底されやすいというのである。だが、現代日本における集落は同時に、中山間直払にかんして全国的な「集落」機能の低下を懸念した農村 RMO 振興が進められている。集落で農に携わる人びとは極端に減り、直接支払の単位としての「集落」は自明でなくなりつつある。もとよりオランダなどでの collectiveness と「集落」との異同も顧慮される必要がある。

そこで本報告では、まず EU を中心に模索が始まった agri-environmental and climate schemes における集合化とはどのようなもので、現代日本における農村集落に対しどういった示唆が得られるかを考察する。その際、有機農業をめぐる「産業化/社会化」論(谷口 2023)を参照しつつ、直払制度を現場の理想や願望、利害や規範にあわせて組み換えている青森県と島根県などでのアクションリサーチを踏まえる。

もちろんオランダをはじめEUの農家集団と日本の農村集落の安易な比較は慎むべきである。だが、オランダでの直接支払の受け皿集団は国土をあまねく覆うものでないこと、またその広がりや根柢に「良き農家」像が共有される農家どうしの紐帯があること(Barghusen et al. 2021)や、州政府と農家との交渉を行う受け皿集団のスタッフや支払基準の遵守を確認するボランティアが「農家の言葉で話すこと」(Reichensperner et al. 2024)といった指摘は興味深い。

直接支払制度は有機農業に限らず個々の農の営みを「産業化」し「社会化」する機制となりうる。だ

が個人と統治機構との中間に位置する集合的な関係性が、直接支払をきっかけに第三者の介在によって不定形に文脈依存的に(再)確認されるなら、「産業化」にも「社会化」にも必ずしも水路づけられない農の営みが尊重される手がかかりになると考えられる。さらに制度なるものを構想するとき、漸進主義 incrementalism あるいは順応性 adaptiveness を時間軸としてだけでなく空間的な視点としても位置づけなおす契機にもなるのではあるまいか。

B-2 農山村の変化と政治—現代日本の地域の日常で見える市民参加

Sebastian POLAK-ROTTMANN (ドイツ日本研究所)

「政治参加」を公共的な問題の解決に向けた行動を行うこととして捉えている定義が多い。それにもかかわらず既存の研究は主に政治家や政治家の決断に影響することに集中する傾向がある。その結果、「狭い」意味での政治の活動、つまり選挙に関わる都会に行われている行動の比較調査が多くあるのに対して、農山村の日常に基づいた政治の参加し方についての研究が乏しい。本研究では政治の機関や組織より、政治の活動そのものに焦点を当てたい。ハンナ・アーレントによる人々が一緒に行動することで問題解決のために前に想像できなかったことが生まれることは政治性の基本である。そのため、住民が住んでいる現場の様々な活動を分析し、その「政治性」を探ることが大事であると主張する。

本プロジェクトは筆者が行った三つの地域(九州(熊本県)、山陰地方(鳥取県)、西多摩郡(東京都))の研究に基づき、現代日本の地域における政治参加の政治性を論じる。少子高齢化が進んでいる農村ではどんな政治参加が見出すことができるか。どんなコンテキストで行われているか。高齢化率が40%以上である地域で質的な聞き取り調査を行った。地域に活発的に活動している方の対話から日本の地域の政治参加の特徴を述べたい。

- ① 活動は住む環境、特に自然との関係が強い
- ② 少子高齢化の影響をどう受け止めるという問いから生まれた行動が多い
- ③ 地元社会を変えるより、社会を維持できる活動が目立つ。
- ④ コミュニケーションの場の必要性がある

本研究で論じた行動の多くは、農村環境(自然環境と社会環境)に基づいている。または、完全にボトムアップでもない、トップダウンでもない行動パターンが多いことから、「農村型政治参加」と呼ぶことにする。従来の政治参加の研究と異なり、農村の政治構造や社会状況の変化に焦点を当てているアプローチであると筆者が思う。この結果から、政治参加はダイナミックなはずの都市部だけで行われるのではなく、コミュニティ構造が徐々に崩壊しつつある農村のコミュニティこそ、人々は様々な活動を応じて政治に参加していることがわかる。

B-3 村落社会における『世代』交代と、世代を超えた継承のあり方の模索—大転換の時代のなか、過去から何を学び、将来をどう展望するのか?

保木本利行(山形大学)

山形の旧櫛引町の集落の中に家を借り、自給畑を耕しながら、世代を重ねながら変貌していく集落のありさまに長年にわたって身近にふれてきました。そうしたなかで感じることは、集落の農業に向き合ってきた人材の中心世代であった戦前生まれ世代の加齢・退出とともに、集落取組実態が

否応なく変質をとげてゆくありさまです。

集落取組の基本にあるのは、「イエ」単位での平等・対等の議決権と応分の負担の原則です。集落は「イエ」を「構成単位」とする集合体であるがゆえに、各イエ毎に一人、集落運営に向き合う人材を出し続けているかぎり、年々の加齢のさまはああるけれど、全戸が「よりあい」、話し合いのもとに運営される、あるべき集落取組は、外見上維持され続けてゆきます。

しかし、集落の中で過ごしていると、そのような表向きの変わらぬ側面の裏側で、さまざまなイエの事情や、思いかけぬ不幸等、表に出して語れないさまざまな事柄がおこっていることを知ります。結果、母子世帯もあれば三世同居を嫌って世帯分離別居を選ぶ場合もあるなど、集落の構成単位としてのイエのあり方や現住人数も、近年その違いをますます大きくしています。

また、我々は、生まれた生家にせよ、ヨメ・ムコにきた先のそれにせよ、自分の住むその集落を自らが自覚的に選んで、そこに居住しているわけではありません。しかし、集落という地縁組織は、その選び得ない関係にもかかわらず、というか、だからこそ、物事の光や影の両面を、お互いが深く受け止め合って、互いの絆の中に協力を作り上げることで、歴史的に営まれてきた組織です。集落という関係の本質は、そのような、お互いに選び得ない関係のなかで、互いに向き合う関係の中に、維持され、成り立ってきたと思っています。

しかし、周知のように、高度経済成長期以降、集落の中で暮らす人々にも、さまざまな、選び得る選択肢が格段に広がってゆきました。そして、集落を拠点とした生き方を当然のものとして選んだ昭和ヒト桁世代を最後に、それ以降の息子世代、あるいは、その孫世代をみると、そこで展開している生活の在り方は、近年ますます、都会での生活の在り方と殆ど同じようなものとして組み立てられ、また、殆どの人は、集落の外での生き方を選択してその生活を生きる時代になってしまっています。

「イエとは何か、村とは何か、そして集落の崩壊とはどのような事態をいうのか」という問いがありますが、今日の集落の在り方とここに掲げられた問いを重ねて考えたとき、従来のような、選び得ないということにおいて突き合わされ、そして共有され、重ね合わされることで組み立てられてきた従来の集落の在り方が、今後は、「選ばれたものとしての生き方」において組み立てられる、組み立てられざるを得ない集落の在り方へと変貌を遂げてゆかざるを得ないだろうと思います。そのことがもたらすものは何なのか、そのことが意味する物は何なのか、そこを真剣に考えることが、今後の村落のあり方の課題だろうし、この集落という社会関係がつくりあげてきた歴史的土俵を、いかに新しい現代世代に継承してゆくのか解明するうえで、大きな課題なのだろうと、受け止めています。

【A会場】 13:10～14:25

座長 澤野久美(農研機構)

A-5 福祉的就労における協働的な農作業の工程分解

間藤優太(東京農工大学大学院農学府)

障害者の農業参画の取り組み、いわゆる農福連携において、福祉的就労と呼ばれる就労継続支援A型事業所や同B型事業所などにおける農作業は主要な位置を占めている。農福連携の農作業においては、「作業分解」(鈴木 2023)や「素工程分解」(佐竹・林 2020)と呼ばれる従来の農作業を細分化して障害者の役割を創出する考え方が重視されている。一方、イタリアのパイロットプロジェクトで9人の自閉症患者の農作業を調査したB. Torquati et al. (2021)は、自閉症患者らが作業経

験を積みにつれて役割分担の意識を徐々に曖昧にしていき、治療的-施設的な形態を薄めていったことを指摘している。

本研究の目的は、農作業の能力に違いのある人々の間に、対等な協力関係、すなわち協働的な関係を引き出すメカニズムを特定することである。

調査対象地は群馬県前橋市の就労継続支援 B 型事業所「菜の花」、岩手県一関市の就労継続支援 A 型事業所「農業天国」、千葉県木更津市の就労継続支援 B 型事業所「ブルーベリー園のりりくらり」、および「農業天国」の施設外就労先である株式会社「アーク」である。調査対象者はそれぞれの事業所の福祉職員、利用者とした。調査方法は農作業の参与観察または見学とした。農作業の工程を細分化して記録し、内容を職員に確認した。調査対象者には研究内容を説明しインフォームドコンセントを得た。調査は東京農工大学倫理審査委員会の承認を経て実施された。

「菜の花」では枝豆選別作業の参与観察を実施した。利用者が枝豆をコンテナからベルトコンベアに移し、職員が選別をする。枝豆をベルトコンベアに置くペースが速すぎると選別が困難になる。利用者 A は初めてこの作業をしたが、職員 A の声掛けによって徐々に枝豆の投入ペースを掴んでいった。

「アーク」の所有する観光牧場 Ark 館ヶ森では「農業天国」による除草の請負作業を見学した。もみじ谷と呼ばれる谷の斜面の雑草雑木の刈り払い、隣の人と大きく距離を空け自分のペースで刈る作業である。利用者 B は自分の区画を刈り終わったあと、その区画の外も刈って職員の指示を待っていた。

「ブルーベリー園のりりくらり」ではブルーベリーの選定作業の参与観察を実施した。職員が前日までに切り落とした枝を利用者 C が拾う。職員は剪定枝をまとめて地面に置くが、ときどき切った枝を見失うためまとめてある場所以外にも剪定枝がある。利用者 C はそれら散乱した剪定枝も残さず拾っていた。

職員 A は利用者 A と初めは指導-被指導の関係を築くが、最終的には異なる作業をそれぞれが自立して遂行する状況を生み出している。利用者 B はほかの者と一見同じ作業を遂行しているが、ペースを自分で決め、自らの判断でほかの者の分も遂行しようとしている。利用者 C は職員と異なる作業を遂行しているが、職員による剪定枝のまとめ度合いによって利用者 C の作業の負担が変わる。

本研究により、共同作業でお互いの能力を認識し、並行作業で個人の能力を向上させ、単独作業で個人の能力を最大限発揮しつつほかの者を配慮できるようになるという協働的な農作業への経路が示された。

A-6 農村女性活躍に対するオーストリア農業会議所のはたらき

大友由紀子（十文字学園女子大学社会情報デザイン学部）

堤美智（健康科学大学健康科学部）

中道仁美（京都女子大学ジェンダー教育研究所）

欧州アルプス山系に位置するオーストリアでは、男子優先の世代継承を伝統とする家族農業が行われてきたが、1995 年の EU 加盟以降、女性農場経営者の比率が上昇した。2016 年 EU 統計によれば農場経営者の 31%が女性で、EU 加盟 28 カ国平均 28%を上回る。また、2016 年の全国女性農業者抽出調査によれば、女性農業者の 64%が農場を所有している (Mayr et al., 2017)。これらの数値は、オーストリアにおける家族農業のジェンダー公平性と女性農業者の経営参画を示すものである。山岳

農業の多面的機能は重要な観光基盤になっていて、オーストリアの農場では兼業（61%）や多就業経営が広く行われている。そして、農産物の加工販売、アグリツーリズム、教育ファーム、グリーンケア等の就業部門は女性が責任者である。農林業以外にも職業資格を持つ女性の潜在能力が持続可能な発展への革新力となっている（Oedl-Wieser, 2020）。

オーストリアの農村女性の地位向上・活躍には、農林業者の利益団体であるオーストリア農業会議所（Landwirtschaftskammer）の果たす役割が大きい。オーストリアは第二次世界大戦後、農業会議所を含む4つの主要な経済利益団体と政府との連携体制「社会的パートナーシップ」を土台に経済成長してきた。農業会議所はオーストリアの政治システムにも関与し、農林業の自営業者とその家族は加盟が義務付けられている。

オーストリアの全9州には、各州法に基づいた農業会議所がある。基本構造は各州同じで、選挙で選ばれた農業者の機関（会長、本会議、委員会等）と行政機関である事務局とで構成される。全ての農業会議所の統括組織はオーストリア農業会議所会長会議で、その事務局がオーストリア農業会議所である。

農業会議所には特定の課題に対処するための委員会や作業部会があり、このうち女性農業者作業部会（ARGE Bäuerinnen）は9連邦州すべての約130,000人の女性農業者の利益を代表する。まず、各集落の代表（Ortsbäuerinnen）4,778人の上に各地区代表（Bezirksbäuerinnen）が94人いて、さらにその上に各連邦州代表（Landesbäuerinnen）が9人いるという構造である。トップの連邦代表（Bundesbäuerin）はオーストリア農業会議所会長会議のメンバーである。

2009年から女性農業者作業部会では、意思決定機関への女性の積極的な参加を通じて革新的で持続可能な農業を促進するためのプログラムに取り組み、リーダー研修や先進地視察を通して女性農業者のネットワーキングを支援する。また、児童生徒や一般消費者に地域の食材や季節の食材の価値を教える「セミナー女性農業者」の育成にも取り組む。

こうした職業教育・訓練は、農業会議所の教育機関である農村継続教育センター（Lfi）と農林業職業資格訓練機関（LFA）が提供する。女性農業者の多くは農業後継者との結婚を契機に就農するため、継続教育で「第二の職業資格」を取得する。オーストリア農業会議所の産直ブランドや、教育ファームやグリーンケア実践の前提条件になる認定コースのほか、女性農業者のための法務相談、カウンセラーによるホットライン等、農業会議所のアドバイザーが専門知識をもって女性農業者をサポートする。

1996年欧州委員会がジェンダー主流化を宣言し、オーストリアでは農業会議所がジェンダー平等政策と地域開発イニシアティブの推進役となっている。

本研究は、JSPS 科研費 JP24K05288 の助成を受けたものである。

【B会場】 13:10～14:25

座長 板垣貴志(島根大学)

B-4 統治と共同——初期植民地台湾における「水利組合」の創造

前野清太郎(金沢大学)

近現代台湾における水利史は、日本植民地期（1895年～1945年）を境にした水の「公有化」「公共化」の歴史として理解されている。ただし植民地期において水に与えられた「公」「公共」的な性格は、少なくとも二段階の読み替え過程をふまえて理解される必要がある。

2020年、法改正により台湾の農業水利を管轄してきた「農田水利会」が廃止された。これにより

1950年代以来、法令に基づく公法人として水利施設を管理してきた各地の「農田水利会」は、農業者（農林水産省に相当）農田水利署が管轄する行政機関となった。「農田水利会」は一面において耕作者を会員とし、会員から各地の水利小組長・会務委員を選出する「自治」的組織を有していた。一方でそれらの管轄区域は広く複数の県・町村レベルの自治体に広がっていたほか、大量の専任職員を抱え、会員から利用費を徴収する、あるいは政府からの補助金を受給して水利施設の整備と農業用水の分配を担っていった。このような「自治」的側面と準行政的な性格を兼ね備えた団体が成立した背景には植民地期の台湾総督府による水利政策が、戦後台湾において多分に継承されたことが背景となっている。戦後の「農田水利会」は1921年の水利組合令によって組織された「水利組合」の設備・組織と管轄区域を引き継いで成立したものであった。

1920年代より植民地統治の後期を経て、戦後そして民主化後の現在に至るまで、水は国家的な行政の延長に結びついた地方行政の一環たる「公共」の対象物であった。ところが、植民地期以前における水は、国家的な行政の延長に結びついた「公共」の対象物ではなかった。新たな水利施設の開発に際しては、地方の行政官が主導するものは希であり、多様な主体による管理が存在していたことが先行研究から明らかとなっている。日本による植民地統治の開始から、1921年の水利組合令発布までの20年以上の期間、台湾の水利施設は「公共埤圳組合」（埤（ひ）とはため池、圳（しゅう）とは水路）とよばれる「水利組合」とは別個の小規模な組織を主体とする管理制度がとられていた。「公共埤圳組合」は地主・農業者を組合員とする「水利組合」に比べれば非常に「自治」色の高い組織であった。ところがこのような「自治」色の高い組織は、植民地期以前において必ずしも一般的であったわけではなかった。しばしば水利施設の所有者による経営的な管理が混在をしていた。

本報告では、まず①台湾総督府による植民地統治初期の調査文書を利用し、これまで主に利用されてきた漢文資料では部分的にしか明確ではなかった各地の水利管理の実態を明らかとしたい。そして②調査文書に関連する付属文書から、従来の水利がもった私的な性格を一見「自治」色の高い「公共埤圳組合」という段階を経ることで解消することがめざされていたことを示したい。

B-5 農村メディアが写し出す農村像：家の光協会所蔵写真資料を中心に

安岡健一（大阪大学）・高科真紀（国立民族学博物館）・齋藤邦明（東洋大学）・岩島史（京都大学）

本発表は、共同研究（「戦後日本の「農村メディア」と地域社会の総合的研究：家の光協会所蔵資料を中心に」（科研費基盤（B）））の成果から、研究代表者の安岡が取りまとめたおこなうものである。

戦後日本における農業・農村とメディアとの結びつきについては、近年の本学会においてもテレビ、とくにNHK農事放送を中心とした船戸修一氏らによる成果が共有されている[船戸ほか2022]。しかし、そこで中心的に取り上げられた全国放送だけではなく、その他の多種多様な地域固有の、あるいは地域を相互に結びつける各種の「メディア」について研究上の余地は小さくない。例えば、戦前から現代に至るまで刊行されてきた『家の光』であっても、戦前・戦時期については研究も進んできたが、戦後の研究としてはいまなお未解明の部分が大きい。とくに、農村はメディアに描かれるだけでなく、自らメディアを生み出す側であった面に留意する必要がある。

我々はメディアのあり方が多様化し、また相互に入り組んだ関係を持つ戦後という時代を本格的に研究するため「農村メディア」という視角を導入しようとしている。ここでは、雑誌・定期刊行

物はもとより、自主制作番組を多く発信してきた有線放送電話や地域の住民運動によるビラなど多様な範囲を持つ媒体を扱う。また、この研究ではいかに資料を保存するかというアーカイブ的関心も併せて保持している。

本発表は3つの部分からなる。まず、「農村メディア」という視角から何が言えるのか、その可能性と課題について安岡から報告する。

次に、具体的なメディアについて報告する。ここで取り上げるのはメディア資料の一部としての雑誌『家の光』『地上』等での掲載を目的に撮影された写真および関連資料である。戦後にも多くの読者を獲得した『家の光』で用いられた写真資料は現在も家の光協会によって保存されている。本科研では高科真紀が担当し、ネガフィルムを対象とした悉皆的な調査が行われ、その内実が明らかになった。写真の総量はネガフィルム約2万本であり、それが14の大分類のもと、200を超える小分類によって整理されており、この資料から浮かび上がる「農村像」は日本の戦後農業のイメージを分析する際の重要な手がかりである。どのような写真が、どのように残っているのかについて報告する。

3つ目に、写真の中から個別の写真資料を取り上げて、齋藤邦明・岩島史の研究に基づく紹介を行う。紙面においては記事と写真がセットで構成されるが、一つの要素である写真に注目した時に、歴史資料としていかなる側面が立ち上がってくるのか。

共同研究者はこれまで個別の地域研究に従事したメンバーが多い。個別分散化しがちな研究を、構造的・類型的に捉える研究は本学会でも取り組まれてきたが、それと並行して、「メディア」を通じて農村が結合あるいは区分されてきた歴史として捉え直すことができるのではないだろうか。

IV. テーマセッション趣旨・報告要旨

現代に立ち現れる生活問題と農山漁村地域型インクルージョン

コーディネーター：山下亜紀子（九州大学）

趣旨

人生の航路においては様々な生活問題が立ち現れる。貧困、民族、性的少数者といった状況や立場性などにより排除され、周辺化され、様々な部分で生活に支障が生じている人びとは少なくない。また病気になったり障害をもったりすることや、災害に代表される自然事象によって、それまでの生活がたちゆかなくなることも往々にしてある。

人々の生活保障として「家」や「村」が機能してきたことは、村落研究における重要な知見であった。また本学会においては、農山村地域における高齢化の動きが早かったことともあいまって高齢者福祉の問題については、議論してきた。しかしながら現代社会において顕在化する上記のような様々な立場の人びとや問題には、あまりフォーカスしてこなかった。本セッションでは、現代において生じている生活問題を乗り越えるために、農山漁村地域社会において胎動した対応や支援について議論したい。それぞれの生活問題に対し、地域においてどのように対応がなされ、人々の生活の編み直しがどのようになされたのか、という点に主眼をおく。

生活問題への社会的対応に目を向ける学術的議論は、近年は、主に福祉レジーム論や社会的包摂の考え方を理論的根拠としている。しかしこれらでは、生活問題への課題解決のプロセスにおいて、地域社会を基盤に生み出される支援が見落とされている。少なくとも日本の地域社会では、暮らし

の中で生じた生活問題に、地域社会レベルで発見がなされ、地域社会の様々な主体の連帯による生活問題対応があると思われる。

村落研究においては、「家」や「村」について、人びとの生活や生業を保障するものとして説明されてきた。加えて、本学会においては、地域社会に暮らす生活主体として人々をとらえ、農山村地域での暮らしをどのように維持しようとしてきたかを考えてきた立場がある。近年では、この点を軸に据えた議論も行われ、年報村落社会研究第58集(2022年)においては、生活者の視点から現代における農山村での生活がどのように営まれ、存続させているのか、という把握が試みられている。特に村田(2022)では、2つのモノグラフから、重層的な生活保障のしくみが導出されており、多様に生活保障のしくみを再編していきながら、村落での暮らしが維持されていく様子が示される(村田2022)。

本セッションでは、村田が論じたように、現代に生きる人々に立ち現れる生活問題に対し、地域社会に関連するさまざまな組織や集団の連帯、また再編によって、問題を乗り越えようとするプロセスを見出してみたい。それは、従来の地域社会が内包する生活保障の枠組みであるのか、また新たに生み出される枠組みであるのだろうか。そして、生活問題対応の枠組みを構築し、地域社会がどのように再編をとげるのか。本セッションでは、こうした対応やプロセスを、農山漁村地域型インクルージョンと銘打ち、以下の4つの報告から考えてみたい。

報告

(1)「生活を取り戻す」とはどのようなことか—東日本大震災後の宮城県仙南平野農村地域における生活の変容と支援—

望月美希(静岡大学)

本報告は、東日本大震災後の宮城県仙南平野農村地域における生活の変容と、その後の支援活動の変遷から、被災後の生活において何が失われたのか、それをどのように取り戻し、地域社会において支え合ってきたのかを考察することを目的とする。特に、災害支援から地域活動へと連続的に紡がれてきた宮城県亶理町における事例に着目し、震災復興の過程で一人ひとりの被災者が「生活を取り戻す」とはどのようなことかについて考えてみたい。

これまで村落研究における「生活問題」は、主に生活保障という点に重きが置かれていた。つまり、経済面、生活を維持していくことの最低ラインをどのように担保するのかという生存(survive)に関わる側面である。ただし近年では、私的領域の雪下ろしに関する問題(澁谷2017、村田2022)や、家族介護力の低下に伴う介護・高齢者福祉の問題(本城1999、池上2013)など、従来の生産を巡る共同に限らない現代的な生活問題も取り上げられている。そして、近年多発する自然災害も、農山村に住まう人々に様々な生活問題をもたらす一因であるだろう。ここでの生活問題について考えると、その背景には災害に伴う避難や移転といった「移動」が、人々の生活の在り方そのもの—例えば、生業、住まい、自然や土地との関係といったもの—を変容させ、物質的な農地や家屋のみではなく、社会関係やアイデンティティの喪失を引き起こしていることがある。こうした災害に伴う「根こぎ」=生活の喪失・変容に対し、人々はどのように向き合ってきたのだろうか。

本学会における議論を振り返ると、村研年報51『災害と村落—災害を処遇する家と村』(解題:植田今日子)では、家や村落が歴史的に災害とどのように向き合ってきたのか、昨今の災害、復興において村落はどのような対応をしているのかについて論じている。ここでは村落=ムラを主題と

しながらも、イエ・ムラの構成員以外も地域の災害対応や意思決定、復興に関わりうることも明らかにされている（徳野 2015, 松井 2015）。このように災害時には、地域内外から絶えず流入・流出する主体が人々の生活の取り戻しを共に試みている。このとき農村はもはや閉じられた空間ではない。そこには既存の関係性のみならず、災害時に新たに萌芽した共同性もあるだろう。それはどのように立ち現れ、長期的な時間軸のなかでどのようなものとなっているのか。この点を検討するため、筆者が東日本大震災後、10 年以上にわたって調査を行ってきた宮城県仙南平野農村地域の動向に着目したい。

主な事例とするのは、宮城県亘理町で 2012 年より行われてきた「健康農業亘理いちご畑」という被災者支援活動とその後の動向である。これは仮設住宅生活期に、高齢者の仮設住宅への閉じこもり、社会的孤立、生きがいの喪失、コミュニティづくりといった生活問題に対応するため、外部支援者により始まった「生きがい仕事づくり」の活動である。しかし、支援主体に着目すると、外部支援者の活動運営基盤の喪失、新型コロナウイルス感染症など、人々を支えようとする基盤は幾度も揺るがされてきた。しかし、その都度新たな主体が活動の名称や形を変えながらも継承し、震災から 10 年以上にわたって被災した人々の拠り所となった〈場〉が守られている。報告では、この〈場〉を巡ってその都度立ち現れた、他者を気にかける（care）関係性について論じていきたい。

（2）移民社会化する地域における「インクルージョン」を考える—農業に関わる外国人を事例として 坂梨健太（京都大学）

中東や南アジア出身などの超過滞在者を労働力として受け入れたバブル期をへて、1993 年に始まった技能実習制度は、「技能実習」、「特定技能」といった在留資格を生み、運用が拡大され続けてきた。技術移転による国際貢献という建前と労働力調達という本音が乖離したこの制度は人権侵害などの問題が指摘され、2024 年に廃止が決定された。しかし、技能実習制度と中身のあまり変わらない育成就労制度が創設され、外国人労働力の受け入れは今後も続いていく。このように 30 年を超える期間で、日本の労働現場は技能実習生や様々な在留資格をもつ外国人なしでは考えることはできず、移民社会化が進行しているといえる。地域経済を支える建設や食品加工などの中小企業、また、高齢者をケアする介護の現場に技能実習生をはじめ多くの外国人が関わっている。農業分野でもかれらは必要不可欠な存在となっている。しかし、地域社会のなかで、かれらは十分に可視化されているとはいえないだろう。

学的にも、かれらを労働力ではなく生活者として対象化できたかとはいえば疑わしい。たとえば、村落社会研究は、基本的に地域に暮らす日本人を中心に議論が展開される。地域にとって「他者」と位置付けられる季節労働者、I ターン、関係人口も想定されるのは日本人である。農業をはじめ地域経済の担い手として外国人は考えられず、かれらは「他者」の枠外として置き去りにされてきたのではないだろうか（参照、原山 2020）。

以上を踏まえ、本報告では、外国人受け入れ農家、受け入れ組合、技能実習生、「技能実習」の在留資格以外の外国人たちの視点を通して、それぞれの認識の変化とともに、地域社会において外国人の受け入れがどのように進んでいるのか、または進んでいないのかを検討する。

香川の事例では、農家や受け入れ組合は地方に人が集まらないことを認識している。かれらは日本国内の制度変化だけでなく、アジア諸国の経済発展や高齢化、他の受け入れ国の法制度の変化などを意識しつつ、いかに送り出し国や外国人との関係を維持するか、次の受け入れ先をどこにすべ

きか等について常に考えをめぐらせている。外国人同士の夫婦を受け入れられたり、地域との交流を図ったりするなど、生活者や地域住民として外国人労働者を受け入れようとしている動きもある。しかし、それは外国人が日本語を話すこと（方言を理解することも含む）を当然として、地域のルールに従う構造を温存し、強化する。他方、京都や三重の事例では、外国人による農地取得が難しい状況でありながら、短い滞日期間のなかで農地を借り、自ら農業をはじめている。その過程で地域社会との関わりは無視できず、かれらがそこに根付く契機となっているが、支援の限界も垣間見られる。

これら断片的な事例を通して、地域社会における外国人の「インクルージョン」そのものの問題や可能性を議論したい。

（3）介護を通じた暮らしの編み直し—沖縄・波照間島を事例に

加賀谷真梨（新潟大学）

本発表は、介護保険制度が一島一自治会である波照間島の人々の暮らしにどのように作用したのかについて報告する。

沖縄県八重山郡竹富町の波照間島は、総合病院のある石垣島まで船でおよそ80分の時間距離に位置し、1999年12月末時点の人口は564人、高齢化率38.5%であった（住民基本台帳）。広大なサトウキビ畑が広がり、製糖工場も有するなど農業及び製糖業が基幹産業であった。現代に至るまで5つの集落毎に労働交換でキビの刈り取りを行っているその協同性の高さが評価され、介護保護保険法施行後の社会構想を練っていた県によって、2000年に地域介護のモデル事業（離島・過疎地域支援事業）地に選出される。波照間島の他、渡嘉敷島、久高島が選ばれ、個々の島にファシリテータとして県立看護大の教員らが入り、住民参加を活性化するための基盤整備が行われた。波照間島においてはワーキンググループでの議論を通じて「すむづれの会」が2000年に結成され、同会が竹富町の委託事業として生きがいデイサービス（サロン）、ゴミ出しボランティア、配食サービスなどの福祉活動を開始する。2004年に同会はNPO法人化し、2011年には介護保険事業である小規模多機能型居宅介護事業を開始し、島での看取りを最重要課題に据えた。看取りの他にも、地域通貨の発行による介護事業での黒字分の再分配等、島内循環型経済が構築されたことは、保険制度導入の一つの成果だと言える。島に移植された地域介護システムは、およそ四半世紀の月日をかけて広く深く根を張ってきた。

この間、島に住まう人々の役割や規範にも変化が生じている。高齢の利用者にとって、「通い」を通じて多様な「若い」の有り様に触れ、自己客体化の機会が増えた。また、看取りの件数の増加に伴い、例え独居であっても最後まで島で暮らせる安心感が共有されるようになった。その一方、家族の側は介護役割を手放しやすくなったといえる。波照間島は「預かり墓」慣行で知られるように、家の論理が人々を強く規定してきた。姑と実母の介護が重なった時、実母は施設に入れて姑を看取った女性がいたように、嫁は嫁ぎ先の親を、独身の息子は親を世話し看取ることが道徳的規範となってきた。こうした社会にあって、デイサービスの利用や訪問介護は正当性をもって受容され、介護の担い手は家族からすむづれのスタッフへと移行し、新たな共同性が利用者スタッフの間に見て取れる。

しかし、時にスタッフは「家族がもう少し世話をしてくれれば」と訴えることや、逆に「独居であればもっとやりやすいのに」と、訴えることがある。本発表では、介護従事者によって家族の役

割がどのように再解釈されているのかについても検討する。

(4) 五ヶ瀬自然学校による農村で生きる人材育成の20年の歩み

杉田 英治 (NPO 法人五ヶ瀬自然学校)

2005年、宮崎県の北端、熊本県に隣接する人口4,812人の五ヶ瀬町にNPO法人五ヶ瀬自然学校が設立された。それから20年、2024年の人口は3,324人となり1,488人減少した。合計特殊出生率は1.82人と非常に高い水準だが、子育て世代が減少しているため生まれてくる子どもも減少している。五ヶ瀬自然学校は地域課題を自分事として捉え、何とか解決しようと試みて来た。その20年間の活動を報告し、振り返り、新たなアイデアや協力者を得ることが出来れば幸いである。

私が五ヶ瀬町に移住した理由は、世界を旅して五ヶ瀬町で暮らしている人に出会った。20代後半に冬のみ五ヶ瀬町で暮らしていた。スキー場がある。清流五ヶ瀬川の源流。妻と出会った町。妻の実家が近いなどである。

私が子どもの健全育成や地域課題解決のためにNPO法人五ヶ瀬自然学校を立ち上げた理由は、グラフィックデザイナーであり、冒険家であり、料理人である。自分にとっても必要な課題解決を自ら行える事などである。

2005年1月、NPO法人自然体験活動推進協議会から文部科学省主催の子どもの居場所づくり推進事業「地域子ども教室」の公募案内が来た。国は2004年にこの事業を緊急的に立上げていた。農村部で子どもが誘拐される事件が相次いだ時期である。農村の住民もサラリーマンが増え、日中に畑や田んぼで作業をしている大人が少なくなり、どこからでも誰でも車で農村に入り込める環境になっていたのである。

私は、鞍岡小学校区で放課後と長期休み合わせて250日開催する地域子ども教室と、五ヶ瀬町の自然を生かした体験活動を子どもキャンプとして開催する計画書を作成し提出した。私がやりたい夢のプランであり、予算は1,000万円以上となったが全て通り、2005年5月から事業開始となった。背景にあった課題は、小学校が直径12kmの鞍岡地域の中心にあり、一番遠い家の子どもは歩けば2時間近く掛かるが、スクールバスは無く、保護者が学校終了時間に合わせて送迎せざるを得ない状況であったこと。当時私の長男は6歳で翌年から小学校に通うタイミングであり、家から小学校までは4km。つまり、私自身のためにも必要な事業であった。事業は非常に順調に構築され、保護者にも子どもたちにも欠かす事の出来ない活動となった。2年間行った後、国は国・県・町が三分の1ずつ予算を負担する制度に変えたが、保護者と共に町長、教育長を招いた座談会を行い、無くてはならない事業であることを訴え、2007年からは五ヶ瀬町が三分の1の予算を負担、現在まで20年間続いている。

私はこの活動を20年間続けることを目標とした。開始当時6年生であった女の子と5年生であった男の子が五ヶ瀬町に戻って来ている。女の子はゲストハウス&バーを営み、男の子はお父さんと共に林業を営んでいる。二人とも結婚し子育てをしている。2年後、この子どもたちが小学生となり地域子ども教室にやってくる。これで1周年。地域子ども教室が子育て移住の理由になれば良いと思っている。

V. 100人論文

研究交流イベント「村研100人論文（試行）」の企画について

① 発表者を募集します！

村研100人論文実行委員会

1. 企画の趣旨

村研では、近年若手会員が増えると共に、新型コロナで対面での研究交流機会もしばらく限られる状態が続いていました。同じ学会に属しながら、互いにどのような関心を最近持っているか、なかなか知る機会がないものです。会員同士の交流機会を様々な形で用意することを検討するなかで、「100人論文」という方式が存在することを知り、こうした方式を試行的に実施することにしました。

会員各位が日頃考えておられること、誰かに尋ねてみたいと思っていること、あるいはこんなことであれば自分が貢献できるかも知れないということなどを、互いに伝え合い、新しい研究交流の機会が生まれることを願っています。村研がこれまで培ってきた「諸学交流の風」を新たな形で試みる企画になればと考えています。

本企画は、京都大学学際融合教育研究推進センターによる「京大100人論文」という交流イベントを参考にしています。「100人の論文」を選ぶということではなく、多くの研究者間の交流を促すという意味です。

「京大100人論文」 <https://www.cpier.kyoto-u.ac.jp/project/kyoto-u-100-papers/>

2. 発表申し込み方法

村研100人論文（試行）で発表してみたい方は、下記の要領で申し込みをお願いします。なお、閲覧やコメントのみの場合は、申し込み不要です。また発表、コメントいずれも、オンラインでの参加も可能です。

(1) 申し込み先・期間

受付期間：2024年9月27日（もしくは通信発行後）～11月10日

申し込み先：村研100人論文実行委員会

E-mail：[100nin_ronbun_sonken\(at\)googlegroups.com](mailto:100nin_ronbun_sonken(at)googlegroups.com)

参加人数：先着15名まで

(2) 発表内容の送付

*参加を受け付けた方には、下記の内容をお知らせ頂きます。送付先と送付期限は、後日申し込まれた方に個別にお知らせします。

*「発表内容」：（文字情報のみ。一部の項目だけでも構いません）

①私の【最近の】研究はこんなかんじです（300字以内）

②こんなこと知りたい・教えてください（120字以内）

③こんなことなら私に聞いてください（120字以内）

④大会やジャーナルの特集などで取り上げて欲しいテーマ（あれば）（120字以内）

※メール本文に上記の内容を記載して期日までにお送り頂く予定です。

*「記名の有無」の選択：発表者名に関しては、「記名式」と「匿名式」のいずれかを選択して頂きます。（途中からの変更はできません。）

(3) 発表内容の掲示等

送付頂いた発表内容に関しましては、実行委員会の方で大会会場（琉球大学）およびオンライン会場（miroの電子掲示板）に掲示いたします。

3. 発表者への注意事項

・未公開の発明と思われる内容は記載しないようお願いいたします。また他の方への誹謗中傷となるような内容は控えてください。

・大会会場に来られない方で、大会会場でのコメントを知りたい場合には、実行委員会にお知らせ下さい。大会後に当日の写真などをご紹介します。

・コメントへのリプライは、適宜お願いします。今後の意見交換や研究交流につながれば幸いです。

・研究紹介における文章の著作権は、作成者に帰属します。研究紹介には、ご自身で作成した文章を使用してください。他者の著作物を使用したい場合は、著作権法が定める要件を守って引用するか、著作権者に確認を取るなどして、使用条件を守って使用してください。また、他の研究紹介者によってアップロードされた文章を無断で使用しないでください。

（出典：東海国立大学機構 100人論文サイト

https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/10/2023_100nin_FAQ-1.pdf）

② 閲覧+コメントをお願いします！

村研 100人論文実行委員会

1. 発表内容の閲覧+コメントのお願い

すでに通信などでお伝えしております通り、今回の大会におきまして、村研会員の新たな交流機会の企画として「村研 100人論文（試行）」を実施することになりました。近年若手会員が増えると共に、新型コロナにより対面での研究交流機会も限られてきたなかで、こうした状態を少しでも改善する研究交流機会として企画したものです。

発表希望者（先着 15名）から寄せられた発表内容を大会会場およびオンライン会場（miro [ミロ] の掲示板：後述）に掲示します。いずれかの会場（両方でも構いません）に訪問頂き、発表内容をご覧いただくと共に、コメントをお願いできれば幸いです。

2. コメント方法および注意事項

(1) 大会会場

発表会場でそれぞれの発表内容をご覧ください、コメントされる場合には、用意された付箋紙にコメントを書いて、発表内容近くに貼り付けてください。

コメントには、記入者氏名を記載してください。コメントは記名式でお願いします。

(2) オンライン会場 (miro)

オンライン会場は、下記の miro 上のリンクです。

発表内容をご覧ください、コメントされる場合には、付箋紙を選択し、コメントを記入してください。[後日改めてご案内します]

https://miro.com/app/board/uXjVK9Jq0q4=?share_link_id=564130945643

※リンクにアクセスいただき、ご自身の Google アカウント等で入って頂くと簡単です。

有料会員登録は不要です。

※コメントは作成者名が表示される設定となっています。

(3) 閲覧+コメント期間

大会会場：大会期間中（第2日目は15時まで）

オンライン会場：11月15日～12月15日（大会をはさんで前後各2週間）

(4) 注意事項

- ・自由闊達なコメントをお願いします。真剣な研究交流の場ですので、こうした姿勢から逸脱したコメントは差し控えて下さい。発表者への誹謗中傷となるような内容は控えてください。
- ・オンライン掲示板の管理者が、閲覧しやすいようにコメント位置などを適宜変更する場合があります。

(5) 問い合わせ先

参加方法や技術的なことなど、ご質問がございましたら、下記にお問い合わせください。

村研100人論文実行委員会

E-mail : [100nin_ronbun_sonken\(at\)googlegroups.com](mailto:100nin_ronbun_sonken(at)googlegroups.com)

(立川雅司)

VI. 理事会報告

【2024年度第4回理事会】

日時：2024年8月26日（月）10:00～13:00

会場：オンライン会議

出席者：（五十音順・敬称略）：市田知子、岩間剛城、越智正樹、川田美紀、澤野久美、高村竜平、立川雅司、靄理恵子、土居洋平、林琢也、平井太郎、三須田善暢、家中茂、矢野晋吾、山下亜紀子

（事務局）田中里美、庄司知恵子、佐藤洋子

欠席：奥井亜紗子、平井勇介、藤井和佐、渡邊悟史

1. 事務局報告

(1) 会員動向

2024年8月現在会員数409名であることが報告され、以下の会員異動について承認された。

○入会：4名（Ⅷ. 新入会員の紹介参照）

氏名	所属	会員種別	紹介者
Brian Capobianco	Ohio州立大	大学院生	事務局
木原 菜穂子	鳥取大学	正会員	藤井 和佐
坪田 七海	京都大学	大学院生	秋津 元輝
中原 淳	京都大学	大学院生	秋津 元輝

○退会：1名

畑博子（正会員）

（事務局 田中）

2. 各種委員会等報告

(1) 研究・年報編集委員会

① 研究委員会

1) 今年度大会テーマセッション「農山村地域に立ち現れる生活問題と地域における生活の編み直し」（仮）に向けた研究会を、9月4日に九州沖縄地区研究会として開催予定である。9月29日には中国四国地区研究会、10月19日には北海道地区研究会を予定している。

2) 来年度大会テーマセッションのテーマ案について、研究委員会で検討中である。

（川田美紀）

② 年報編集委員会

『村研年報』60集の編集状況について報告された。今集も10月末発行にいたらなかった経緯の説明と、大会までには発行予定であることが報告された。

また、前回理事会の後に、引き続き、年報改革の経緯について、家中会員（改革当時の年報編集委員長）から会長、研究委員長、年報編集委員長らに説明と問題提起がなされ、それを受けて年報編集委員会において議論して理事会になされた提案が了承された。その提案とは、今後、年報発刊後、また新理事体制時において、年報企画編集の関係者間で、年報改革の経緯と年報編集に関する規定・申し合わせ事項などを再確認する機会をもち、年報編集に関してマニュアル的なものの作成を検討していくというものであった。なおこれらの提案は会長からの依頼が発端となっている。

（三須田善暢）

(2) 村研ジャーナル編集委員会

1) 村研ジャーナル60号について

完全電子化してはじめてとなる60号を6月3日にJ-Stageにて公開した。またそれに先立ち58-59号も公開した。

2) 村研ジャーナル61号について

61号の原稿を入稿し、11月にJ-Stageに掲載される予定である。内容は論文1本、特集2件、書

評2本で合計50頁となる予定である。

3) 62号(2025年4月発行予定)以降の原稿の状況について

現在査読中の論文は5本である。62号には、年報59集の合評を掲載予定であり、すでに依頼済みである。特別寄稿を2名の会員に依頼したが辞退された状態となっている。

63号(2025年10月発行予定)に向けて、来年研究会を開催する予定である。今年10月に発行される『社会学評論』でのフードスタディーズレビュー論文にたいする、村研からのリプライを中心とする企画となる。

4) その他

献本を受けたが書評担当者が決まらなかった本が多数あり、その対応及び今後の献本への対応について検討する必要がある。

(高村竜平)

(3) 国際交流委員会

アジア農村社会学会第七回国際会議の準備状況について、理事会欠席の渡邊悟史委員長の代わりに立川雅司会長によって報告がなされた。

・(開催報告)

アジア農村社会学会第七回国際会議が龍谷大学大宮キャンパスにおいて9月6日から9月9日まで開催されました。14か国から120名の参加があり、80ほどの研究報告が23のセッションでなされました。ジェンダー関係の報告や都市農村関係の報告がとりわけ目立つ構成でした。8日の総会においては、新会長として中国農業大学のYe Jingzhong教授が選出されました。特筆すべきは、今回の大会では「食」を影のモチーフとし、ランチとディナーでは有機食材を使った料理を提供するとともに、フードロスやプラスチックごみの削減が目指されたということです。あらためて「食」において農村や農業へ思いを巡らそう、というメッセージは参加者に繰り返し伝えられました。9日のスタディツアーでは美山および近江八幡(ラコリーナ近江八幡)の2コースが設定されました。大会の様子は次のFacebookページにて実況中継されましたので、ご覧ください：

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61565439299715>

(渡邊悟史)

(4) 学会研究奨励賞選考委員会

2024年度「日本村落研究学会研究奨励賞」には、書籍の部に2件の推薦がありました。論文の部はゼロでした。現在、選考委員会にて選考作業を進めております。2024年度大会において、結果をご報告いたします。

(靄 理恵子)

3. 村研100人論文企画について(立川)

資料に基づいて、「村研100人論文(試行)」の企画に関して説明がなされ、企画の運営方法に関して質疑応答がなされた。通信に企画内容を掲載して、参加者を募ることとなった。

4. 事務局から

(1) 『年報』の農文協からの一割引き購入及び直送について

農文協のフォームにより、農文協と会員が直接にやりとりする方式の提案が資料に基づいて行われ、今年度発行の『年報』の購入に間に合わせるよう運用を開始することが基本的に了承された。理事会で出された質問、疑問点について、事務局から農文協に問い合わせることとなった。

(2) 国立国会図書館からの学協会アンケートについて

資料に基づき、アンケートに村研としてどのように回答するか、理事が持つ情報の提供が求められた。この結果に基づき、高村ジャーナル編集委員長が回答を行うこととなった。

(3) 村研ホームページへの新刊書案内コーナーの新設について

資料に基づいて提案がなされた。過去の事務局の経験が議論され、さらに検討することとされた。
(事務局 田中)

Ⅶ. 地区研究会開催案内・活動報告

開催案内

○中国四国地区研究会

日時：2024年9月29日(日)13:15～17:45

場所：岡山国際交流センター 5階第3会議室

(岡山県岡山市北区奉還町2-2-1/岡山駅西口徒歩3分)

報告者・タイトル

第一報告 佐藤洋子(高知大学)

「森林・林業分野における女性たちの活動のインパクト—林業女子会@高知のメンバーとその活動に着目して」

第二報告 二階堂裕子(ノートルダム清心女子大学)

「農山村社会の持続性確保に向けた外国人技能実習生の呼び入れと協働」

今年度大会テーマセッションに対応させて企画を立て、上記のお二人にご報告いただきます。参加希望者は、会場参加・オンライン参加ともに、以下の連絡先にその旨お知らせください。

(オンライン設定は、参加申込のあった方に返信メールにてお知らせします)

なお、開催通知については、9月14日に学会一斉メールにてのご案内しております。

連絡先：家中茂(鳥取大学) seayanak(at)icloud.com

○北海道地区研究会

日時：2024年10月19日(土)14:00～17:00

場所：北海道大学 文学部 2階 小会議室

(札幌市北区北10条西7丁目/札幌駅北口徒歩12分、北12条駅徒歩5分)

<https://www.let.hokudai.ac.jp/access>

報告者・タイトル

第一報告 星野愛花里(北海道地域農業研究所 専任研究員)

「キルギス北部における土地分配と家族経営の形成過程」

第二報告 林 琢也(北海道大学)

「農村移住の現場にみる仲介者・支援団体の役割と移住者の真摯な実践が周囲にもたらす影響

「一岐阜県郡上市和良町に学ぶ」

※会場は15人定員の小さな部屋となります。参加希望の方は可能な限り、林までご連絡いただけますと幸いです。

問い合わせ先：林 琢也（北海道大学 大学院 文学研究院）[takhys \(at\) let.hokudai.ac.jp](mailto:takhys(at)let.hokudai.ac.jp)

活動報告

○九州沖縄地区研究会

9月4日（水）午後14時30分～18時まで、博多駅のエイムアテイン会議室で村研の九州地区研究会が行われた。今回の研究会は、2024年度72回村落研究学会の【共通テーマ】である「農山村地域に立ち現れる生活問題と地域における生活の編み直し」（仮）の検討会として開催された。出席者は、【テーマ部会】コーディネーターの山下亜紀子会員（九州大学）の司会の下に、報告者である望月美希会員（静岡大学）、坂梨健太会員（京都大学）、加賀谷真梨会員（新潟大学）及び非会員である杉田英治氏（NPO法人五ヶ瀬自然学校）の四氏の報告をベースに展開された。なお、会合への参加者は徳野、加来、高野、越智、福本、川田、五十川を含め、12名であった。

望月美希会員からは、『「生活を取り戻す」とはどういうことなのか—東日本大震災後の宮城県仙南平野農村地域における生活の変容と支援—』という報告がなされた。本報告では、東日本大震災後の宮城県仙南平野における生活の変容とその後の支援活動の変容から、被災後において何が失われたのか、それをどのようにして取り戻し、地域社会において支え合ってきたかについて、克明な実証研究の裏付けを基に発表された。

坂梨健太会員からは、『在日外国人と受け入れ地域社会の変容—農業の現場を中心として—』の報告があった。香川県の事例では、インドネシア人の受け入れを中心に、京都ではベトナム人、三重県ではウガンダ人の受け入れ実態について報告がなされた。

加賀谷真梨会員からは、『沖縄離島社会における高齢者ケアとジェンダー』という報告がなされた。具体的には、池間島と波照間島での介護保険法の施行によって、高齢者を中心にどのように生活が編み直されたかを報告した。

非会員の杉田英治氏からは宮崎県五ヶ瀬町での『五ヶ瀬自然学校による農村で生きる人材育成の20年のあゆみ』が報告された。過疎地での自然学校運営を通じて、「風の人」から「土の人」を20年間にわたって作り続けてきた行為が印象的であった。

最後に、山下亜紀子会員から12月の村研テーマセッションでの留意点等の確認の発言があった。

（徳野貞雄）

Ⅷ 新入会員の紹介（略）

Ⅸ 事務局からのお知らせ

農文協から『年報』の定期購読（代金一割引き・送料無料の直送）を希望される会員へ

『年報』購読希望者のうち、今後あらたに、農文協からの定期購読を希望される方は、村研会員情報システム・スムージーへの登録ではなく、農文協宛に直接、指定の注文様式にて、送付先等の情報をご提供下さるよう、手続きをお願いします

現在、村研会員は、『年報』を農文協から一割引きで購読し、直送を受けることができます。

村研の会員情報システム・スムージー上には、『年報』の購入希望を聞く欄があり、これまで事務局は、年間を通して、会員が『年報』の購読希望を変更するたびに、その情報を農文協に伝えてきました。

現事務局になってから、スムージー上の上記情報を抽出し、『年報』一割引き購入希望者と、農文協の顧客名簿と突き合わせて頂いたところ、少なからぬ齟齬があることが判明しました。

事務局の作業に思わぬ見落としが出て、年々それが広がってきていること、『年報』購読を希望して毎年入手しているが、実際には大学生協経由で購入している会員がいること等が考えられます。

現状では、スムージー上での購入希望と、実態（『年報』の直送を農文協から受けていないこと）が異なる等といった会員からの問い合わせは、事務局宛にありません。しかし、『年報』の購読者を増やすという観点からも、従来の方式について、見直すべき必要があるのではないかと考え、農文協のご担当者との協議を重ね、理事会の審議を経て、『年報』購入希望者に、農文協と直接、やり取りをして頂くこととしました。

今回、会員にあらためて、ご自身の『年報』購入希望を見直してもらうきっかけとして頂ければと思います。これまで定期購読していなかった会員も、これを機にぜひ注文をご検討下さい。

なお、すでに農文協から定期でお届けしている方に関して、あらためての注文は不要です。

また、以下の場合、農文協 nbk-hensyu (at) mail.ruralnet.or.jp に直接メールで連絡願います。

- ・定期購読者の住所や所属先の変更
- ・購読料のクレジットないし口座振替への変更
- ・購読中止（退会した場合も含む）
- ・その他『年報』定期購読に関する一切の問い合わせ

今後は、異動による送付先住所の変更、学会からの退会に伴う購読終了等、定期購入にかかる変更がある場合は、会員から直接、農文協ご担当者宛にご連絡頂くようお願いいたします。

以下、農文協指定の注文様式は、会員宛メールでご送付する他、村研 HP にも掲載します。所定の事項にご記入の上、メールにて農文協宛にお送り下さい。

締め切り：2024年12月15日(日)

.....

◆会員様ご注文

下記のご注文欄に記入して農文協あてにお送りください。

nbk-hensyu(at)mail.ruralnet.or.jp

『年報 村落社会研究』定期購読 ご注文欄

※中止の場合は必ず農文協にご連絡ください

(年1回発行、会員特価1割引、送料サービス)

お名前

【フリガナ】

日本村落研究学会 会員番号

(日本村落研究学会 HP・会員マイページからご確認ください)

送付先ご住所 (研究室あての場合は研究室番号まで)

〒 -

◎お支払方法

書籍発送時に振込用紙を同封いたしますのでコンビニまたは郵便局からの送金をお願いします。

クレジットカード払いご希望の方には、お手続きのご案内メールをお送りします。

クレジットカード払いを 希望する／希望しない

クレジットカードご案内用メールアドレス：「 @ 」

ご連絡先 (宅配便を使用するため電話番号は必ずご記入ください)

電話：

FAX：

農文協の出版案内を 希望する／希望しない

◎バックナンバーのご注文についても、送料400円(2024年9月現在)にて受け付けます。ただしご注文の書籍代金が20,000円を超える場合は送料は無料です。

◎宛先不明で返送されてきた場合は、調査確認の上再発送していますが、その際の送料は有料になります。

◎書籍のお届け先が変わった場合や、定期購読を中止する場合は、直接農文協にご連絡ください。

◎定期購読中に日本村落研究学会を退会された場合も、農文協にお知らせください。